

別紙

懲戒処分の公表について

国立大学法人名古屋工業大学は、社会的説明責任を明確にするとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的として、下記のとおり懲戒処分を公表します。

記

1. 被処分者

大学院工学研究科 教授（60歳代）

2. 処分年月日

2025年2月6日

3. 事案の概要

研究活動上の不正行為

- ・盗用
- ・不適切なオーサリング

4. 処分内容

減給(労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額)